

令和元年11月21日（木曜日）

美里町議会全員協議会会議録

美里町議会全員協議会

令和元年11月21日(木曜日)

出席議員(16名)

1番	吉田真悦君	2番	鈴木宏通君
3番	村松秀雄君	4番	吉田二郎君
5番	平吹俊雄君	6番	手島牧世君
7番	佐野善弘君	8番	藤田洋一君
9番	山岸三男君	10番	柳田政喜君
11番	前原吉宏君	12番	櫻井功紀君
13番	福田淑子君	14番	千葉一男君
15番	我妻薫君	16番	大橋昭太郎君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町長部局

町長	相澤清一君
副町長	須田政好君
総務課長	佐々木義則君
総務課課長補佐	遠山薫君
総務課係長	高橋一夫君
防災管財課長	寒河江克哉君
企画財政課長	佐野仁君
町民生活課長	佐藤吉則君
産業振興課長	小林誠樹君
建設課長	花山智明君
水道事業所長	櫻井純一郎君
下水道課長	菊地卓昭君

議会事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 佐 藤 俊 幸 君

事務局次長兼議事調査係長 高 橋 美 樹 君

議事日程

令和元年11月21日(木曜日) 午後3時30分開会

第1 開 会

第2 議長挨拶

第3 説明及び意見を求める事項

1) 会計年度任用職員制度の概要について

2) 令和元年台風19号被害状況と今後の対応について

第4 その他

第5 閉 会

午後3時30分 開会

議長（大橋昭太郎君） どうも大変定例表彰、そして特別委員会の研修、町長まで参加していただきまして大変ありがとうございました。

本日は、説明及び意見を求める事項2項目ございますが、1項目め、まだ担当課長そろわないということで、2項目めから始めたいと思いますのでどうぞよろしく願いいたします。

端っこまで聞こえていますでしょうか。（「はい」「大丈夫です」「マイクある」の声あり）

それでは最初に、町長挨拶をお願いしたいと思います。

町長（相澤清一君） 大変御苦労さまでございます。

きょうは、今議長が申したように表彰式、そして議会の特別委員会の研修会、そして夕方には祝賀会ということで、議員の皆さんには本当に忙しいなと思っております。このような形で全員協議会するのは本当に初めてで、非常にいいもんだなと、私はそのように思っております。ここは少し広いですから、いろんな御意見などあるときは高く話していただければいいのかなと。マイクも当然用意していますけれども、そのような形でお願いをします。

きょうは、議長のお取り計らいにより議会全員協議会を開催していただき、厚く御礼申し上げます。

本日全員協議会で御説明申し上げますのは、1点目は会計年度任用職員制度の概要について。2つ目は、令和元年台風19号の被害状況と今後の対応についてということでございます。

まず、1点目の会計年度任用職員制度の概要について御説明申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律、平成29年法律第29号が平成29年5月17日に公布され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、新たに会計年度職員制度が導入されることとなります。

本日は、令和2年度から導入される会計年度任用職員制度の概要と町の今後の対応について御説明申し上げます。詳細につきましては、後ほど総務課から御説明申し上げます。と思っています。

次に、2点目の令和元年台風19号被害状況と今後の対応について御説明申し上げます。

10月12日から13日にかけて東北地方に接近した台風19号は、東日本の各地に甚大な被害を与え、これまでの風水害の被害を上回る大きな災害となりました。改めて、災害に遭われた地域の皆様にお見舞い申し上げます。

災害はいつ発生するのか予測ができません。本町におきましても、毎年実施している総合防災訓練のみならず、緊急時の対応のあり方を改めて検証し、今後の災害に対する備えを一層強

化していかなければならないと考えております。

本日は、台風19号による町内の被害状況について御説明申し上げるものであります。詳細につきましては、後ほど業務を所管する各課の課長等から御説明申し上げたいと思っております。

議員皆様の御理解を賜りまして、よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。

議長（大橋昭太郎君） 本日の全員協議会、全員出席でございます。

それでは、早速始めたいと思います。総務課長、お願いいたします。

総務課長（佐々木義則君） それでは、議題の1番目になります。会計年度任用職員制度の概要について、まず説明員を紹介させていただきます。総務課課長補佐の遠山でございます。

総務課課長補佐（遠山 薫君） 遠山です。よろしくお願いたします。

総務課長（佐々木義則君） 総務課人事係長の高橋でございます。

総務課係長（高橋一夫君） 高橋です。よろしくお願いたします。

総務課長（佐々木義則君） それでは、早速、会計年度任用職員制度の概要について御説明をさせていただきます。

議長（大橋昭太郎君） 課長、座って。

総務課長（佐々木義則君） はい。

資料です。お渡ししました会計年度任用職員制度の概要についてということで、4ページのこの資料となります。

それでは、まず令和2年度から開始されます会計年度任用職員制度に関する概要と町でのその対応についてということで御説明をさせていただきます。

まず、これまでの町で進めてきた経過等について御説明申し上げます。

地方公務員の臨時・非常勤職員は、平成28年度現在で全国ではその総数が約64万人と増加の一途をたどっており、教育、子育てなど多様な分野で活用され、地方行政の重要な担い手となっております。このような中で、この臨時・非常勤職員の取り扱いについては、地方公共団体ごとにその任用基準等がそのまちの判断とされてきたことから、今般、新たに会計年度任用職員という統一的な取り扱い基準を設けることとし、加えて、処遇改善も長年の課題であったことから地方自治法を改正し、期末手当の支給ができるように平成29年5月17日に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布されまして、令和2年4月1日から施行されることとなりました。

この法律の改正を受けまして、町では平成30年10月に職員を集めましてこの職に対する説明会を開催しております。その会議、説明をしまして、その後、臨時・非常勤職員の職の整理、

さらには任用、勤務条件の確認等の精査を行ってきたところでございます。

今回、これらの制度をおおむね整理いたしまして、条例改正、現在のところ予定が関連の条例が12本、廃止が1本ということで13本の条例に絡むかと思っておりますが、これらを11月会議に提案させていただきまして、令和2年度の雇用に向けた準備を進める予定としているところでございます。詳しい制度の詳細等につきましては、高橋係長のほうから説明をさせていただきます。

議長（大橋昭太郎君） 高橋係長。

総務課係長（高橋一夫君） それでは、課長の説明と重複する部分もございしますが、まず会計年度任用職員制度を含め、地方公務員法、地方自治法の改正の概要を御説明させていただきたいと思っております。

資料の1ページ目になります。

1ページ目の1の制度概要のところにもあるとおり、行政需要の多様化などに対応するため、全国的にも臨時・非常勤の職員数が増加しているという状況がございます。そのような中で、非常勤職員の任用に関する制度が法律上不明確であったため、各自治体の判断でそれぞれの運用を行ってきました。その結果、自治体によっては法律の趣旨に沿わない運用も見られ、その適正な運用を確保するというのが今回の地方公務員法、地方自治法の改正の趣旨ということになります。

それでは、次に、そのそれぞれの法律がどのように改正されたのかについて御説明させていただきます。

まず、地方公務員法の大きな改正事項の1つとして、特別職の任用の厳格化が挙げられます。

まず、一般職と特別職の違いとして、地方公務員法上の服務に関する規定であります守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、そういった規定を一般職であれば適応ということになりますが、特別職ということになると適用とはなりません。そのような中で、労働者性の高い職を地方公務員法第3条第3項第3号に規定する臨時または非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員などとして、特別職として任用するというケースが見受けられるということが全国的にあったため、特別職の範囲を本来想定するものに厳格化されたというところでございます。

もう一つの大きな改正事項として、臨時的任用の厳格化が挙げられます。

臨時的任用は、緊急の場合などに競争試験または選考による能力実証を行わずに任用できる例外的な制度であるため、国と同様に厳格化され、我々常勤職員が行う業務に従事するフルタイムの職というふう位置づけられました。これに臨時職員については、これまで賃金という

形で給与を支給しておりましたが、この改正に伴い常勤職員と同様に給料、手当として給与を支給することとなります。

そして、今回一番大きな改正事項であります会計年度任用職員制度であります。

冒頭にも御説明いたしましたとおり、非常勤職員の任用に関する制度が法律上不明確であったため、会計年度任用職員という名称で明確に制度化され、常勤職員の勤務時間より短い勤務の、いわゆるパートタイムの会計年度任用職員と、常勤の勤務時間と同一の勤務のフルタイムの会計年度任用職員に分けられることとなりました。そして、その会計年度任用職員に期末手当を支給することができるよう地方自治法が改正されたということになります。

それでは、次に、2ページ目をごらんいただきたいと思います。

これは、総務省で作成した資料を抜粋した資料でございますが、地方公務員としての職を整理した図になります。

この図のとおり、一般職と特別職が明確に分かれております。さらに、一般職の中には十字で区切られておりますが、右側のほうに整理されているのが会計年度任用職員ということになります。この左右の違いはといいますと、左側に整理されているのが我々正規職員と同様の業務に従事する職員ということになり、右側がそれ以外の業務に従事する職員ということになります。よって、先ほど御説明いたしました臨時的任用職員も左側に整理されているということになります。

そして、次に、上下の違いということですが、これは勤務時間の違いということでありまして、上がフルタイム、下がパートタイムということになります。

そして、表の右上のほうに非常勤の職という表記がございまして、囲いがL字型といいますか、かぎ括弧のような形で囲いがありますけれども、フルタイムの会計年度任用職員、パートタイムの会計年度任用職員、そして任期付短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員にこれらのものが非常勤の職として法律上整理されているということでございます。

次に、3ページ目のほうをごらんいただきたいと思います。

先ほど御説明いたしました特別職の厳格化というところに伴いまして、美里町が特別職として整理していた職で、法改正後に会計年度任用職員として整理するものとしては、消費生活相談員のみということになります。なので、消費生活相談員は特別職から一般職に移行するという形になります。

また、特別職の厳格化に伴いまして、特別職という位置づけではなく、有償ボランティアという形をお願いするものとして、スポーツ普及員、消費生活モニター、この2つの職を考えて

おります。

社会教育指導員、企業誘致推進専門員、国際交流員、この3つの職については、現在選任しておらず、近い将来も選任する予定がない職員ということで、特別職の位置づけから外すという考えでございます。

次に、最後、4ページ目になります。

この表は、美里町の現行の臨時・非常勤職員と法改正後、令和2年度からの会計年度任用職員、臨時職員がどのようになるのかを整理した表になります。資料については、変更点の部分の色づけ、グレーの形で色づけしておりますので、その点を中心に御説明させていただきます。

まず、フルタイムの会計年度任用職員の給与は、改正された地方自治法の規定により給料、手当として支給することになります。また、フルタイムの会計年度任用職員の退職手当については採用時から6カ月経過後、共済組合については12月経過後に適用ということになります。

次に、パートタイムの会計年度任用職員の給与につきましては、これまで同様、報酬と通勤手当相当分の費用弁償として支給することとなりますが、今回の地方自治法の改正により、パートタイムの会計年度任用職員に期末手当を支給することが可能となったため、週15時間30分以上の会計年度任用職員に対して期末手当を支給する考えであります。この15時間30分以上という考え方は、総務省の通知や近隣自治体の動向を踏まえた上でのものがございます。

期末手当の支給は、フルタイム、パートタイムいずれも6カ月以上の任期のものを想定しておりまして、支給率については正規職員と同様に6月、12月、それぞれ1.3月で年2.6月を想定しております。また、ただし、令和2年6月分については、令和2年4月1日から6月1日までの期間を見ることとなりますので、支給率は0.39月分の支給ということになります。

また、会計年度任用職員の給料、報酬の水準については、総務省からの通知で職務経験などを考慮して定めるべきということが示されておりますので、美里町としてもそのようなことも考慮しながら給料、報酬の水準を設定する考えであります。

また、これまで一般職の非常勤職員については、正規職員と同様に営利企業への従事等の専念、いわゆる副業の禁止の規定が適用となっておりますが、今回の地方公務員法の改正でパートタイムの会計年度任用職員は適用除外ということになっております。

最後に、改正後の臨時的任用職員についてですが、先ほど御説明いたしましたとおり、正規職員の仕事、正規職員と同様の業務に従事するということになりまして、勤務時間もフルタイムという職になりますので、給料、手当の支給対象となります。また、退職手当や共済組合に

ついては、採用時から対象ということになります。

以上、会計年度任用職員制度の概要と本町の今後の対応方針の説明とさせていただきたいと思えます。

議長（大橋昭太郎君） ありがとうございます。

議員の皆様から意見等ございましたら、手を挙げて聞いていただきたいと思いますのですが、ございませんか。千葉議員。

14番（千葉一男君） 今の説明の中で有償ボランティアという表現がありました。基本的に、今まで長い歴史、ボランティアという言葉が使われてきて、それぞれの専門家が、それに有償の場合、有償ボランティアって俗語のような使い方をされていたように私は記憶しています。そういう意味で、ここにきちんと有償ボランティアって、こういうふうに出たということとは言葉の整理にも足りているのでしょうか。

議長（大橋昭太郎君） 総務課長。

総務課長（佐々木義則君） ただいまの御質問にお答えいたします。

今回の法改正に基づいて、有償ボランティアという部分の、これは定義づけ自体はございません。（「なし」の声あり）なしです。ないんですが、これは地方公務員法の改正によりまして、いわゆる非常勤特別職に当たらない職だよということで、であれば、今度一般職になり得るかということ、一般職にもなり得ないということは、いわゆる地方公務員の枠から外れてしまうということなものですから、今回、表現的には有償ボランティアというのを使わせていただきましたが、当然町から、町のためにいろいろやっていますから、町から当然委嘱状等も交付しながら、この業務は継続していきたいとは思いますが、いわゆる公務員特別職ではないと、非常勤特別職ではない扱いということになりますので、払うものも特別職報酬ではなくて、通常の、先ほどお話ししましたが、報償費といった形でのお手伝いいただいた場合支給するという形をとっていきたいというふうに考えてございます。（「もう一回」の声あり）

議長（大橋昭太郎君） 千葉議員。

14番（千葉一男君） そうすると、この、何ていいますか、カテゴリをわざわざつくってくるということは、どういう根拠があるんですか。

議長（大橋昭太郎君） 総務課長。

総務課長（佐々木義則君） それは、今回のお話ししました地方公務員法の改正に基づいて、今まで、今回かなり厳密化されまして、公務員法の、1ページにあります3条第3項の3号に今までは該当しておったのかなというようところで整理しておりましたが、この辺が厳密化

されまして、これが学校医とか、統計調査委員等、いわゆる国の法律に基づいて業務をやっていただくというような方に限定をされてしまったんです。ある意味、勝手に町でその囲いだよという解釈ができなくなってしまったもんですから、今回こうした措置というか、方法をとらざるを得ないといったことで、こういう取り扱いになったということです。

議長（大橋昭太郎君） よろしいですか。柳田議員。

10番（柳田政喜君） 1点お聞きします。

先ほど会計年度任用職員制度のパートタイムのこと、そちらのほうが兼業可ということなんですけれども、その辺の兼業に対しての規定もしくは兼業の際の職務内容確認等はあるんでしょうか。というのは、当然、役場職員として、今こういう会計年度任用職員としての得られる情報を持ってほかの職につくという可能性もございますし、やはりなかなか兼業を受け入れられない1つには、その辺の確認はどうでしょう。

議長（大橋昭太郎君） 総務課長。

総務課長（佐々木義則君） 今、議員さんからお話しあったとおり、これは非常に悩ましいといたしますか、パートで働きながら兼業できるということなもんですから、非常に町で管理する以外はじゃあ何してもいいかというふうにも捉えられることです。これは非常にある意味、我々も困惑しているところです、正直に言って。いわゆる兼業について、今、法律上はいろいろ、地方公務員法に兼業できる規定も設けられただけで、その後の運用部分については、逆に細かいところがないものですから、ただ、我々地方公務員については、ある程度その部分については職務専念義務とか、信用失墜行為という部分は、当然この会計年度任用職員パートタイムの方々にも当然かぶってくる部分ではありますので、ただ、許可ではないので、ただ、ちょっと届け出というか、せめてそういうことで、兼業しているよという部分についてはある程度、もしかすると把握するぐらいはしないとというようなところは考えてはいるところなんですけれども、ちょっとその辺についてはもう少し、対応部分については内部でも協議をさせていただきたいなというふうに思っています。

議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

10番（柳田政喜君） とにかく危険な部分になってくると思うので、その部分はしっかりと線引きをして、把握できる状態で実行して欲しいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（大橋昭太郎君） 山岸委員。

9番（山岸三男君） この改正が、各コミュニティーセンターの、いわゆる指定管理の中に職員さんがいます。その方々にもこれは適用なるのか、ならないのか。その辺はいかがでしょ

うか。

議長（大橋昭太郎君） 高橋係長。

総務課係長（高橋一夫君） こちらは地方公務員に対する規定でございますので、法律上直接指定管理の関係で働いている方に直接適用になるというものではございません。

議長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかにございますか。副議長。

副議長（我妻 薫君） 悩ましいのが、このパートとフルタイムの境。というのは、例で言えば、保育所とか幼稚園の先生たち、一般職の人たちで同じ時間働いた人たち、この人たちだけが、はっきりするのは時間外の延長保育とか、そういうので朝の対応、夜の対応ってわかるんですとはっきりしてわかるんだけど、悩ましいのは、そのほぼ、この45分未満と、また40分にしたからってパートタイムにしていくとか、そういうことは仮にもないと思うんですが、ですから、ここを幼稚園とか保育所さんの先生たちみたいに、ほぼ正規の人と同じ時間で働いている人をパートに切り下げるということはよもやないと思うんですけども、どうですか。ですから、さっき言ったように、少し10分ぐらい詰めて、あの人はパートにするとか、そういうことはないと思うんですが、その際には。

議長（大橋昭太郎君） 総務課長。

総務課長（佐々木義則君） 今の御質問にお答えします。

現行のこの制度の部分からいっても、非常勤一般職員の部分については、現在もフルタイムの方はおりません。基本的には、今うちのほうでは今の勤務体系がそのまま基本的にはパートタイムに移行する方向では考えてはいるところです。

ただし、先ほど高橋も言いましたが、基本的には会計年度任用職員は、先ほどの図ありましたが、左側があくまで職員と同等の勤務をする方、それから、基本的には左側については会計年度任用職員の区分については、それが補助的な業務をする方というふうに意味づけはしているわけなんですけれども、ただどうしても、現実、保育所等とか幼稚園で、これまでですと非常勤の方がクラス担任をやっていたというケースが確かにございます。当然そういう方々等については、やはりこの辺の制度改正も含めて、逆に今でいいますと、全部パートタイムには移行するんですが、それを逆にパートタイムをフルタイムにする必要があるのではないかという部分については、これから詰めていきたいというふうに思っているところでございます。ですから、逆に下がるということはしないということです。

議長（大橋昭太郎君） 副議長。

副議長（我妻 薫君） 隣の人を見れば、今の人は未満だから、そのままパートのほうに区分

けると。でも実態からいったら、みんな5分前に、1分前に帰って、パートだから1分前に帰っていいよとかっていう、そんなふうにして帰っている人はいないんじゃないかと、具体的にね。その辺実態に即して、やはり長年幼稚園で先生やっという方とか、保育園で保育士さんやっという方とかいっというものがずっと問題になってきたわけだから、その実態に合わせて、せつかくこの改正になって少しでも待遇改善されるのかなというふうに、そっちに持って行っていただければというふうに思うんだけど。

議長（大橋昭太郎君） 副町長。

副町長（須田政好君） ただいま副議長さんから御意見いただいたとおりだと思います。

それで、この一番の違いは、退職手当の支給があるかないかという、非常に働く方にとっては大きい境目でございますので、町が都合のいい使い方ではなくて、もしパートならパートとしての位置づけの中でパート採用、それからフルタイムであればフルタイムの採用という形で、先ほど総務課長がお話ししましたように、今後の形態についてはきちんとしたルール化を図っていきたくて、そのように思います。（「悩ましいね」の声あり）

議長（大橋昭太郎君） 藤田議員。

8番（藤田洋一君） 来年の4月1日から改正になるんでありますけれども、これまでの、今言ったように、保母さんの件にかかわっての昇給のことなんですけれども、スタートは来年の1日からのスタートでその昇給は（「4月1日から」の声あり）ということでしょう。1年1年で、2年目だったら2年の計算で昇給の考慮していくということでもよろしいんですか。今までの部分は、来年の4月1日だから今までの部分はこれはないと。1年たったらの昇給の考慮ということで、考え方でいいのでしょうか。

議長（大橋昭太郎君） 高橋係長。

総務課係長（高橋一夫君） 昇給というところでの今現在の考えでございますが、まずその経験年数といった部分については、美里町の今現在も非常勤職員ということで働いていらっしゃる方が相当数来年会計年度任用職員になられるということもございますので、今現在の非常勤職員、一般職の非常勤職員というところの経験年数も含めて、来年度は報酬の水準を設定したいという考えでございます。

あとは1年ごとのその昇給かという部分についてでございますけれども、今のところ5年刻みで、要するに、5年経過して6年目で時給単価で100円程度、そして10年経過して11年目ということになればさらにもう100円というような格好で昇給という形で考えたいというのが今の考え方でございます。

議長（大橋昭太郎君） 藤田委員。

8番（藤田洋一君） ある程度理解できましたけれども、じゃあこれまでの継続する方は来年度の4月1日の時点で考慮枠があると。それ以外は雇用に至ってからのスパンでその計算、昇給の対象というか、やっていくということでもいいんですね。1年1年で5年たったらば。

議長（大橋昭太郎君） 高橋係長。

総務課係長（高橋一夫君） そのとおりでございます。（「はい」の声あり）

議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、この会計年度任用職員制度の概要については終わりたいと思います。御苦労さまです。（「ありがとうございました」の声あり）

それでは、台風19号被害状況と今後の対応についてに入ります。総務課長、お願いします。

総務課長（佐々木義則君） それでは、令和元年台風19号被害状況と今後の対応についてということで、まず説明員を紹介させていただきます。防災管財課長、寒河江課長でございます。

防災管財課長（寒河江克哉君） 寒河江です。よろしく願いいたします。

総務課長（佐々木義則君） 企画財政課長の佐野でございます。

企画財政課長（佐野 仁君） 佐野です。よろしく願いいたします。

総務課長（佐々木義則君） 産業振興課長の小林でございます。

産業振興課長（小林誠樹君） 小林です。よろしく願いいたします。

総務課長（佐々木義則君） 建設課長の花山でございます。

建設課長（花山智明君） 花山です。どうぞよろしく願いいたします。

総務課長（佐々木義則君） 下水道課長の菊地でございます。

下水道課長（菊地卓昭君） 菊地でございます。よろしく願いいたします。

総務課長（佐々木義則君） 水道事業所長の櫻井でございます。

水道事業所長（櫻井純一郎君） 櫻井です。よろしく願いいたします。

総務課長（佐々木義則君） 町民生活課長の佐藤でございます。

町民生活課長（佐藤吉則君） 佐藤です。よろしく願いいたします。

総務課長（佐々木義則君） それでは、資料の順番に沿いまして、各課から。

議長（大橋昭太郎君） 一通り担当課から説明を受けまして、意見等についてはこの順番に従って課ごとに行っていきたいと思います。

総務課長（佐々木義則君） よろしく願いいたします。

それでは、資料の1番目の住宅被害及び人的被害の部分から説明をさせていただきたいと思

います。

議長（大橋昭太郎君） 寒河江課長。

防災管財課長（寒河江克哉君） それでは、資料をもう一度確認させていただきたいと思えます。全員協議会資料防災管財課となっているものがまず1部。あと追加で出せていただきました資料で、美里町管内図と上に町道・公園等被害【建設課】となっているものが1部。ホッチキスでとめたこのようなものでございます。あと次に、台風19号被害牛飼テニスコート外周フェンスと書かれたもの。こちらの青い写真でございます。あと最後が、台風19号被害状況（水道事業所分）となっているものでございます。皆さん、ございますでしょうか。（「はい」の声あり）ありがとうございます。

それでは、資料のほうの1、住宅〔居宅〕被害及び人的被害の部分から説明させていただきます。

まず、住宅の被害につきましては、税務課が罹災証明発行のために行っておりました。11月15日、先週まで受け付けしておりまして、済みません、座ったままで説明差し上げます。15日までその申請を受け付けておりまして、調査のほうはすべて完了しております。その内訳を報告させていただきます。

まず、半壊判定の家屋が1件。これは強風により屋根に破損が生じたための半壊でございます。また、強風による一部損壊、これは屋根の一部剥がれとか、外壁の傷、剥がれなどがございます。おおむね被害は10%未満ということでございます。これが7件。

次に、水によるものです。浸水によるもの。床上浸水が3件。これについても10%未満だそうです。また、床下浸水が49件となっております。ただし、この49件のうち39件については、南郷地域にあります町営二郷第1住宅が36件、これは36戸と、36世帯と考えていただいて結構です。また、大柳第2住宅が3件。その39件を含めまして49件でございます。

合計、住宅の被害につきましては60件となっております。ただし、この町営住宅の部分についての調査は省略しておりますので、罹災調査実施件数は21件となっております。

次に、人的な被害でございます。

10月15日だったでしょうか、議会にまず最初に説明させてもらったときに詳しくお話できませんでしたが、負傷者のほうの確認をしました。その内容は、南郷病院のほうに来院した方が2名。この2名のうち1人の方は、その台風が来る前に屋根を修繕しようとしていたところ、屋根から転落してしまったというようなことでございます。あともう一件の方につきましては、飛んできたトタンで手を切ったということで南郷病院に来た方と。いずれも軽傷だということ

でございます。

そのほかの負傷者いませんでしたかというようなお話もありましたが、これについては、遠田消防署のほうに確認をとりました。12日、13日でこの台風関係で緊急搬送がなされた方はありましたかという問い合わせに対しまして、遠田消防署のほうから1件でしたというお話でございます。その内容につきましては、駅東地域交流センターに避難していた御高齢の方が、朝にその避難所から引き揚げようと思ったところ腰を痛めてしまったと。そのために救急車を呼んで涌谷の国保病院まで搬送したという方でございます。

ですので、人的被害については3名というふうな数字を残させていただきました。

また、住宅や人的被害以外で、税務課のほうで受け付けしていた中で被害証明の発行でございます。この被害証明という（「被災」の声あり）済みません、被災証明の発行ということでございます。この被災証明というのは、居宅、つまり住み家以外の、例えば倉庫とか、あと家財道具とか、被害を受けた際の部分でございますが、これの申請については20件あったということで税務課のほうから報告受けております。

以上が住宅被害及び人的被害の報告でございます。

議長（大橋昭太郎君） 産業振興課長。

産業振興課長（小林誠樹君） それでは、2番の農業関連被害について産業振興課のほうから御説明申し上げます。

資料が、詳細の資料、次のページの中ほど、中のページにA3判の横にした資料を準備してございますので、こちらで説明をさせていただきたいと思っております。

まず1番、台風19号農業被害についてということで、まず1つ目、農作物被害の状況でございます。

まず、冠水の被害といたしまして、大豆の被害面積が128.2ヘクタールを確認してございます。露地野菜については5.2ヘクタールを確認してございます。冠水の被害額といたしましては1,573万4,000円を被害額として算定してございます。

次に、浸水の被害でございます。水稻については62.3ヘクタールで、同じくというか、大豆、冠水、浸水それぞれあるんですけれども、浸水大豆については304.5ヘクタール、施設野菜については0.8ヘクタール、露地野菜については5.5ヘクタールとなっております。浸水の被害額合計が9,319万5,000円となっております。

合計しますと、浸水、冠水合わせまして506.5ヘクタール、被害額の合計が1億892万9,000円を算定してございます。

次に、2番目、農業用施設でございます。

ビニールハウスの被害、3,628平米を確認してございます。被害額については244万9,000円を確認してございます。

3番、その他でございます。

浸水、これは収穫済みの食糧用のお米でございますけれども、4万5,000キロ、被害額が873万円を算定してございます。

全て、3つを合わせまして1億2,010万8,000円の被害額の合計となっております。こちらの被害額の算定については、宮城県の被害額の算定基準により算出しておりますことから、実際の被害額とは一部で相違が出る場合がございますので、御理解のほどをお願いしたいと思います。

次、2番目、稲わら処理についてということで、稲わら処理についての でございます。

稲わらの被害に関しましては、内水路氾濫によりまして大量の稲わらが道路や水路、農地などに堆積するといった過去に例を見ない規模での災害となりました。

災害対策といたしまして、まず台風通過後、速やかに道路及び基幹的用排水路の稲わらの除去を実施したところでございます。また、被害が広範囲にわたること、あるいは焼却処分の見込みが立たないことなどから、まずは地域での処理を優先するというので、保全組合による非基幹的用排水路、あるいは圃場内に堆積した稲わらの除去を行っていただいたところでございます。こちらについては、10月18日付で保全組合の説明会を開催いたしまして、稲わらの回収あるいは農地還元について御協力をいただきたいということで説明会を開催してございます。

3番、災害等廃棄物処理事業の概要ということで、1次対策で道路あるいは基幹的用排水路から除去した稲わらについては、災害等廃棄物の処理事業を活用して実施をしたいというふうに考えてございます。こちら対象は、市町村が実施した災害廃棄物の収集から運搬、処分までが対象となっております。災害のため生活環境の保全上支障になると判断した廃棄物ということで、こちらは町としまして、この稲わらを排水対策及び冠水被害の解消に著しく支障を及ぼしているということ、排水機能の回復及び保全に著しく支障があるということ、宅内排水からの影響により農業生産に著しく支障を及ぼしていることなどを理由といたしまして、この災害廃棄物処理事業の適用で実施をしてみたいというふうに考えておるところでございます。

4番、推定の処理量です。

現在、1次対策で実施をしました集積をしております稲わらが約2,000立米ほどございます。今後発生すると見込まれる集積量を4,000立米と見まして、合計6,000立米を見込んでおるとこ

るでございます。こちらについては、お隣の大崎市あるいは涌谷町さんの情報なども加味して
いて、あるいは稲わらの発生量などを加味して推定をしてございますけれども、恐らく6,000
立米を上回る可能性が高いかなというふうに現在のところ考えておるところでございます。

下のほうに移っていただきまして、3番、稲わらの処理について でございます。

1次対策によりまして、被害復旧に向け一定の進捗が図られたところでございます。また、
稲わらの回収や農地還元も一定の処理が進んだという状況であります。その反面、処理がやは
り困難な部分というのも出てまいりました。そこで、2次対策というものを今後講じていく考
えでございます。

2次対策については、まず一時集積所の設置を行うとともに、集積所の管理、運営をしてま
いります。道路及び基幹的排水路の稲わら処理については、1次対策に継続して取り組んでま
いります。3番目、個人及び保全組合等では処理が困難な稲わらの処理、また個人、保全組合
で集積はしたものの処分ができない、農地還元等ができない稲わらの処理、これを町が実施す
る計画でございます。現在、11月18日に保全組合さんを対象にした説明会を開催してございま
して、現在処理の要望等の調査を行っているところでございます。

6番目、一時集積所でございます。

集積所については、農地に設置をすることを現在検討してございます。農地に設置する理由
についてでございますけれども、稲わらの処理については、他の災害廃棄物の処理状況も考え
ますと、相当程度長期間を要することが見込まれること、悪臭、飛散などの生活環境への影響
が懸念されるため、住宅等から離れた位置が適当と思われること、自然発火のリスクがござい
ます。積み上げる高さや一山当たりの面積等も考慮していく必要があること、これらを考慮し
まして、一時集積所を農地に設置し、町内、できるだけ町の真ん中ぐらいいでも1カ所想定し
て設置をしていきたいというふうに考えてございます。

7番、想定される予算規模ということでございますが、収集運搬業務といたしまして3,070
万円、一時集積所の管理業務といたしまして1,024万8,000円、一時集積所の賃貸料としまして
24万6,000円。合計4,119万4,000円ほどの予算規模を想定してございます。こちらの対策につい
ては、11月29日に開催が予定されております11月会議のほうに御提案をさせていただくことで
現在順次作業を進めておるところでございます。

右側に移っていただきまして、4番、利子補給事業についてでございます。

現在、県の制度による利子補給の資金対策は発動になる予定でございます。

まず、1番目、農業災害対策資金ということで、農作物被害が所得で2割以上あった方を対

象に無利子の貸し付けを想定してございます。個人貸付額限度については300万円、法人については500万円ということで、金利1.35を県、町、JA等で負担をして貸し付け制度を構築する予定としてございます。

2番目、農業被害等別対策資金ということで、こちらはJA新みやぎ様、JA古川様、この2つの農協が独自に資金融通を行うものでございます。こちらについても、無利子貸し付けということで、町の負担をする考えでございます。貸し付け対象者の条件が、上の県の資金よりも緩和してございまして、県の資金が始まらない方を対象と見込んでございます。それぞれ個人の貸付限度額については被害額の範囲内で500万円、法人については被害額の範囲内で1,000万円を見込んでございます。

こちらの関連の予算につきましても、先ほどの稲わら処理と同様、11月29日予定をしてございます11月会議のほうに提案をする方向で準備をしてございます。

以上でございます。

議長（大橋昭太郎君） 建設課長。

建設課長（花山智明君） それでは、町道、公園等の被害について御説明申し上げます。

まず、町道北浦荻埦線ですが、建設課の資料、写真と図面のほうですけれども、図面の番号で申しますと2番になります。次に、町道平針高城線ですけれども、図面の番号で申しますと3番と4番になります。町道牧ノ目線に関しましては5番になります。こちらの町道被害でございますけれども、資料のほう1ページめくっていただきますと写真がありますけれども、圃場や水路からあふれ出した雨水により路肩部が浸食され、路盤も合わせて流出した被害になっております。こちらに関しましては、路肩部を車両が通行しますと危険ということでおって緊急的に復旧が必要と判断し、工事を実施しております。現在、この4カ所につきましては全て復旧完了しております。

次に、公園でありますけれども、図面の番号で申しますと1番になります。蜂谷森公園になります。こちらのほうに関しましては、蜂谷森公園ののり面が崩れ、土砂が流出しているもので、流出した土砂が隣接している宮城県改良普及センターのほうに流れ込んでございまして、こちらの応急復旧を実施しております。こちらのほうも完了しております。本復旧に関しましては、11月の会議で予算を計上させていただき、その後発注する予定としております。

道路、公園の被害については以上でございます。

議長（大橋昭太郎君） 下水道課長。

下水道課長（菊地卓昭君） 下水道課長の菊地と申します。

それでは、資料めくっていただいて裏面になります。

4番の下水道、農業集落排水の被害ということでございます。

まずは、これの一番最後のページに被害数についてお伝えをさせていただいております。

各処理区、中埜処理区、南郷第2処理区、南郷第3処理区ということで、中埜処理区につきましては、マンホール数211個のうち169個の被害があったということでございます。南郷第2処理区につきましては、315個のうち253個被害があったと。南郷第3処理区につきましては、306個中252個の被害数があったということで確認をさせていただいております。

これを踏まえまして、前に戻っていただきたいと思っております。

この農業集落排水処理の排水被害解消のための復旧工事ということで1,430万円専決予算でお願いをしているところでございます。内訳としましては、マンホールの清掃ということで、バキュームカーによるくみ取りが440万円。バキュームカーのくみ取りにつきましては、水没したマンホール、それを1回くみ取りを行わないと中に入っている機械のふぐあい調査できないということで、バキュームカーのくみ取りということをお願いをさせていただいております。あとは点検調査ということで330万円計上させていただきました。これはバキュームカーでくんだ後、その機械、中にあるコントローラーなんですけど、それが正常に作業するかしらないか、全て点検調査をするということでございます。3つ目としまして、そのコントローラーが点検の結果ふぐあいが生じているという部分につきましては、その交換の工事をやらなければならないということでございまして、それに660万円。これを専決処分としてお願いをしているところでございます。

下水道につきましては以上でございます。

議長（大橋昭太郎君） 水道事業所長。

水道事業所長（櫻井純一郎君） 水道事業所から、5番目の水道事業等被害の状況と今後の対応について御説明させていただきます。

1つ目の梅ノ木取水場着水井ふた修繕工事なんですけど、13日当日午前4時ごろですが、取水場で鳴瀬川から原水を受水する着水井というのがあるんですけども、その着水井のところに赤い窓のような亀格子のふたがあるんですけど、それが今回の水量、水圧で押し上げられて、ふたが持ち上げられて損傷したかと。そこから原水があふれ出しまして、一応オーバーフローしないように土のうを積んでいましたが、それを越えまして、隣の住宅地の庭までに越水し、浸水したというようなことでした。ふたにつきましては、現在10月14日付で専決処分しております。今ふたにつきましては発注済みでございます。被害を出しました相手方に対しましては、

庭を整地する、砂利敷きをするというような原状回復の賠償をしております、そちらのほうは既に工事が済んでいるようでございます。

続きまして、2つ目と3つ目の柿ノ木平配水場。

こちら2番目のところに「のり面」の「面」が入っておりません。外していました。大変申しわけありません。

のり面応急復旧業務、あと災害復旧工事なのですが、写真にあるとおり、写真のほうで、で、大崎市鹿島台に南郷地域に給水する配水場があるんですけども、西側ののり面で隣接する志田生コン工場と隣接しているところなんですけれども、そちらのほうののり面で崩落しまして、山裾まで、こちらは溝になっていたんですが、山裾まで崩落した土砂でこのように溝までが埋められた状況になりました。当日、2時間程度大雨が続きまして、この土砂によって溝がせきとめられまして、雨水が超量しまして、応急復旧としましてポンプ排水をしております。オーバーフローして下の隣に隣接する生コンのほうに越水するおそれもありましたので、10月18日から27日までの間にポンプ排水を行っております。その際に、竹とか雑木などの伐採を行っているのがこちらのほうの応急復旧業務でございます。今後、本復旧工事としまして、堆積した土砂を取り除いて、溝を復旧しまして、あと山裾のほうを土どめ補強していくというような形で、本復旧を12月補正で上げていく予定としております。

4つ目の蜂谷森配水池災害復旧工事とありますが、こちらのほうは写真のほうの下の写真になりますが、蜂谷森配水池の西側のり面が崩落しまして、フェンスの基礎の部分がむき出し、露出しているような状況になっております。こちらの部分につきましても、12月の補正でこちらのほうの浸食管を盛り土し、斜面のほうも芝草などを張りまして土盛りと土どめ補強をしていく計画としております。

以上でございます。

議長（大橋昭太郎君） 寒河江課長。

防災管財課長（寒河江克哉君） 6番目の体育施設等の被害につきましては、防災管財課のほうから報告させていただきます。

資料につきましては、先ほどお渡ししました牛飼テニスコート外周フェンスという写真、こちらを見ていただきたいと思います。

台風19号の影響によりまして、小牛田中学校と牛飼テニスコートの間にあります樹木1本がテニスコートのフェンスに倒れてしまいました。そのテニスコートの樹木がある限り、テニスコートの使用ができなくなるため、専決予算におきまして20万円ほどかけまして倒木の撤去業務を

完了させていただいております。今現在はテニスコートは使用できる状態でございます。ただし、テニスコートにありますフェンスにつきましては、のり面のほうに、この写真にあるとおり、上部のほうが曲がったままでそのような状態でございます。このフェンスを修繕するために11月の補正予算のほうに10万6,000円ほどを計上させていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（大橋昭太郎君） 町民生活課長。

町民生活課長（佐藤吉則君） では、町民生活課のほうからは、災害ごみの受け入れ状況ということでお話しさせていただきたいと思います。

ごみの搬入、クリーンセンター等に住民の方が搬入するということで、一般廃棄物の処理手数料の減免申請を17件受け付けております。そのうち3件につきましては、減免の承認におきましては期限を設けておりましたので、期限以降もう一度処理をしたいということの人たちが3件ありました。

続きまして、災害ごみの大崎広域行政事務組合のほうのクリーンセンター等への搬入件数及び数量ということで、全体で91件、13.45トン。これにつきましては、10月13日から11月18日までの数量及び件数となっております。以下、下のほうにその内訳が記載されております。

あと町負担処分ということで、これにつきましては、テレビ、冷蔵庫の浸水により使えなくなったということで3件、台数にして4点持ち込みがありました。これは町の庁舎の、今は備品倉庫の隣に保管しております。

あと下の倉庫の破損ごみということで、屋根瓦等の搬入がありました。これにつきましては1件で、保管場所は南郷庁舎の職員駐車場のところに保管しております。

この2つにつきましては、11月29日開催される議会のほうで処分費のほうを計上する予定となっております。

あと稲わらにつきましては、先ほど産業振興課長が話ししたとおりでございます。

以上でございます。

議長（大橋昭太郎君） 総務課長。

総務課長（佐々木義則君） それでは、私のほうから8番目の他市町への支援、被災地派遣について御説明申し上げます。

台風19号が発生しまして、他市町からの派遣要請等が来まして、それに対応した関係者を載せております。県を通して、または直接その町からといった部分とがございましたが、何とか町

で対応できる部分については対応したところでございます。

まず1つ目が、10月23日から29日、これ土日は派遣していないんですが、延べ5日間ということになりますが、涌谷町へ罹災調査のために職員を2人ずつ延べ10人を派遣しております。これは2人といたしまして、2人というのは税務課から1人、さらに他の課から1人の2人組で5日間の派遣を行っております。

それからもう一つ、11月7日でございますが、宮城県を通しての協力要請ということで、丸森町への町民健康調査の支援ということで依頼がございまして、保健師等の派遣を準備しておりましたが、前日になりまして、健康調査が終了したといったことで丸森町からの意向で派遣中止としているものもございました。

以上でございます。

議長（大橋昭太郎君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野 仁君） ただいま台風19号の被害報告が各課からさせていただきましたけれども、その被害に伴いまして、緊急かつ応急的な経費につきまして、台風接近前の10月12日付、それと台風通過後の10月14日付で専決処分のほうを地方自治法第180号第1項の規定によりまして専決処分をさせていただいております。

まず、10月12日付の専決処分ですけれども、一般会計におきまして特別警戒本部を設置し、避難所運営等に要する経費として456万2,000円。10月14日付につきましては、一般会計、水道事業会計、下水道事業会計において専決処分を行っております。

まず、一般会計につきましては、第1次対策分の災害廃棄物収集運搬業務を初めとしました被災した施設の災害復旧工事等の追加として1,642万6,000円、水道事業会計につきましては、被災した水道施設の委託費を初め、災害対応業務に関する収益的支出の予定額につきまして210万1,000円、下水道事業会計につきましては、被災した農業集落排水処理施設の復旧に関する収益的支出の予定額につきまして1,489万6,000円を専決処分させていただいております。こちらにつきましては、11月会議におきまして報告させていただきます。

以上でございます。

議長（大橋昭太郎君） 防災管財課長。

防災管財課長（寒河江克哉君） 資料の最後になります。9番目の今後の対応についてでございます。

まず、今回の災害におきまして、被災された方の生活再建に向けての支援が今後の対応として第一に考えられることでございます。

また、各課から今報告がありました、被害があった箇所の復旧の作業を進めていただきます。

また、今回の台風被害におきましては、災害救助法の適用や激甚災害の指定などございますので、そういった経費に係る補助金等の申請事務をこれから各課のほうで進めていただくと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（大橋昭太郎君） 御苦労さまでした。

それでは、順次意見等を求めたいと思います。吉田議員。

1番（吉田眞悦君） 大変御苦労さまでございました。

ちょっと今説明いただきました中で、今後の関係ですけれども、11月会議の補正で行う分と水道事業所だけが12月会議の補正と予定を組んでいるんですが、まず11月会議と12月会議も2週間弱しか期間は離れないんですけども、これ12月補正で対応するというにしました理由をまず教えていただきたいと。結構写真で見ると、急いで復旧しなくちゃならない事案ではないのかなというふうに思ったものですから、この水道事業所の考え方。

議長（大橋昭太郎君） 水道事業所長。

水道事業所長（櫻井純一郎君） それでは、今回この復旧工事を12月に計上する理由でございますが、今県のほうに災害復旧の補助のエントリーをしております、そちらのほうの採択になるかどうかちょっとまだ確認できていないような状況です。それと、そのための関連費がさらにふえる部分も想定されましたので、12月のほうに予算措置をせざるを得なかったというようなことで、ほかのほうに影響がしないという部分も考えられるものですから、まず11月ではなく12月のほうに予算措置をしたというようなところでございます。

議長（大橋昭太郎君） 吉田議員。

1番（吉田眞悦君） ちょっと今の関係で、この12月、県との絡みとか内容の話はお聞きしましたけれども、ただ心配するのが、実際として、今後天気状況がどうなるかわかりませんが、今後万が一の雨とか地震等の関係でも、まずそんなに大きな被害に及ばないだろうという判断があるという解釈なんですか。その場所、この2カ所写真で見て。

議長（大橋昭太郎君） 水道事業所長。

水道事業所長（櫻井純一郎君） 蜂谷森配水池ののり面の崩落のほうは、下のほうが沢になっておまして、公園の歩道から距離がある程度離れているものですから、今後崩落の第三者に対する被害は少ないだろうと見込んでおりました。

柿ノ木平配水場ののり面のほうは、岩盤のほうまで見えているような状況で、その上に堆積していた土砂のほうも全部落ちている状況から、これ以上の土砂の崩落はないのかなど。ただ、今後また大雨でそういった排水等が必要になることも検討されますが、今ある予算で対応できるのかなという形で認識しております。（「あともう一つ、いいですか」の声あり）

議長（大橋昭太郎君） 吉田議員、一応順番に行きたいと思っているんですが。（「ごめんなさい。終わりにします」の声あり）

それでは、税務課、防災管財課の部分において何かございませんか。柳田議員。

10番（柳田政喜君） 確認させていただきます。

まず、一部損壊、風害、屋根、外壁等10%未満7件ということですがけれども、こちらのほうは屋根で10%未満というのは2階の屋根飛ばされたところあったんですけども、その情報入っていますか。2階の屋根がまるっきり飛ばされたところあって、私これ防災管財課に直接私が翌日に報告していますけれども、それ入っていますか。入っていませんか。はっきり言ってください。

議長（大橋昭太郎君） 防災管財課長。

防災管財課長（寒河江克哉君） 済みませんが、住所はどちらに。

10番（柳田政喜君） 中埜外時です。

防災管財課長（寒河江克哉君） 中埜。

10番（柳田政喜君） だからそれ10%未満に入っているんですか。

防災管財課長（寒河江克哉君） 済みません、よろしいですか。

議長（大橋昭太郎君） はい、どうぞ。

防災管財課長（寒河江克哉君） 中埜外時の方については、屋根の損壊、一部損壊10%未満の中に。

10番（柳田政喜君） 入っていますね。

防災管財課長（寒河江克哉君） はい。

10番（柳田政喜君） それと、もう一つ、次の確認です。

人的被害合計3人。先ほどの課長の説明ですと、私が前の台風被害の報告のときに報告しました足20針縫うけがをした人、その人の報告を私これもしています、防災管財課に。それと同時に、この人は避難所に行って、避難所でも避難所の運営の人たちとか確認しています。これ入っていますか。

議長（大橋昭太郎君） 防災管財課長。

防災管財課長（寒河江克哉君） その方については、済みませんが、南郷病院には行かれなかった方ということ。

10番（柳田政喜君） だからその当時、前回言いましたよね。足20針、マンホールのふたが外れて足突っ込んで切っていますよって報告しましたよね。皆さんの前で私報告していますけれども。

防災管財課長（寒河江克哉君） その件は、この3人の中に入っておりません。

10番（柳田政喜君） それ入んなくていいんですか。（「確認して」の声あり）避難所で皆さんが見ていましたから。

防災管財課長（寒河江克哉君） 済みません。ちょっと確認不足だったんで、もう一度確認させていただきます。

10番（柳田政喜君） 確認不足って、私がこの間それ言ったんですからね、みんなの前で。全員の前で言ったんですからね。

防災管財課長（寒河江克哉君） はい。もう一度確認させていただきます。

議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。よろしいですか。（「1番はいいです」の声あり）

次に、産業振興課、2番の産業振興課に係る部分について、何かございませんか。平吹議員。

5番（平吹俊雄君） 3番の稲わら処理もいいですか。（「はい」の声あり）ここで6番の、自然発火のリスクがあり、積み上げる高さとかあるんですが、集積しますと1カ月、2カ月ではないと思うんです。その間いろいろなものが、寒さなり、大風とか、さまざま出てくると思うんですが、あるいは、極端なこと言うと、やってはいけないことなんですが、放火するという可能性もなきにしもあらずです。そういう、何ていうんですか、型枠とか、そういう処置はするんでしょうか。考えているんでしょうか。

議長（大橋昭太郎君） 産業振興課長。

産業振興課長（小林誠樹君） 一時集積所の設置の区分で今回想定しておりました管理業務の委託料の部分には、見回り警備等の費用は含んでおりませんです。

5番（平吹俊雄君） いや、見回りじゃなくて、例えば、フェンスの、入っていけないよとか、そういう処置は。

産業振興課長（小林誠樹君） 今回そこまでは予算計上はしない方向で検討しておりました。この1,000万円の内訳を勘定いたしますと、おおむね受け入れを2カ月程度想定しておりまして、実は金額の大きい部分は敷き鉄板です。農地に考えている関係で搬入、搬出を考えますと鉄板

敷きをしなくちゃいけないということで、その費用を見込んでいるという形になります。議員さんから御質問ありました、周りを、例えば囲ってとか、そういった部分は今回は考えていない一時集積所となっております。

議長（大橋昭太郎君） 平吹議員。

5番（平吹俊雄君） 例えば、自然発火の場合に、燃えた場合に、他の農地に移った場合に、その移った農地が何かの影響になったり、それも考えていないということ。それまで考えていない。

議長（大橋昭太郎君） 産業振興課長。

産業振興課長（小林誠樹君） 発火の対策については、別途ちょっと考慮していく必要があるかなというふうに思っております。その集積の仕方も工夫をして、例えば、できるだけ他のほう、作付に影響しない形状での設置ですとか、あるいは通路を少し大き目にとるとか、当面のそういった対策をさせていただきたいなというふうに考えております。その上で、また先ほどもお話ししましたとおり、6,000立米を見込んでおりますけれども、現在地域から上がってくる量を、報告の量を見ておりますと、この量をはるかに超えてくるなんていうことも想定をしております。その際には、また補正予算なりでお願いをさせていただいて、そういった対策の必要性も検討しながら対応してまいりたいというふうに考えてございます。

議長（大橋昭太郎君） 平吹議員。

5番（平吹俊雄君） 当然、いわゆる風です。そうすると、またごみとか、そういうの舞い上がると思うんです。だから、例えば風上、風下あるんですが、せめて風上かな、そっちのほうに、上の、風来ない、風を防ぐという形のほうで、風上のほうでというか、その辺ちょっと考えたらどうかなと。

議長（大橋昭太郎君） 産業振興課長。

産業振興課長（小林誠樹君） 私ども設置に当たって、ちょっと他の町村の状況をちょっと見させていただいたりとかしました。農地のほうにというふうなところを、そういった、行ってみて、余り多く飛散しているという状況を確認はされなかったもんですから、一旦農地のほうに適正な形というのを配置をさせて、集積をさせていただいて、まずその状況を見せていただいて、春先までにまだ時間もございまして、集積の量ですとか、あるいはその飛散の状況なども見きわめながら、また追加での対策をとっていきたいなというふうに考えてございます。

議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。柳田議員。

10番（柳田政喜君） まず最初、上から順番に行きます。

ビニール破損、ビニールハウスということで、被害面積出ていますけれども、骨ごとの破損もあったと思うんですけれども、それはなかったんですか。

産業振興課長（小林誠樹君） はい、ございます。

10番（柳田政喜君） そちらのほうは載っていないんですか。そちらのほうは集計しなかったんですか。

産業振興課長（小林誠樹君） 集計してございます。

10番（柳田政喜君） これにはだってビニール破損としか書いていないんですけれども。

産業振興課長（小林誠樹君） 済みません。ビニール破損等でございます。

10番（柳田政喜君） 等ですよ。骨ごと持っていかれて一棟そのまま倒されたといったあれは。

産業振興課長（小林誠樹君） はい、確認してございます。

10番（柳田政喜君） はい、わかりました。

次、3番のほうに行きますけれども、2番か、済みません。

これ正直言って、我が町の初期対応が遅いというよりも、国の対応が完全におくれています。それで省庁で奪い合いをしているというか、押しつけ合いをしている分もでございます。正直言って、初期に対応した人と後期に対応した人、いいですか。（「どうぞ」の声あり）はい。それと、町として、最初はわらの集積所を設けないという方針を伝えていたと思いますけれども、今回設けるということで、当然同じようなわら処理を農家の方がいろいろしています。自分の農地に散布したり、そういう集積所あるんであれば運べば環境省の予算のほうで1トン当たり、1立米当たり5,000円出ますよってというニュースも流れていたんです。それで、自分の農地に散らした場合、農地水だけの対応ということで、農地水で予算がないという形にもなります。その辺、同じ作業、もしくは自作農地に散布する場合、さらに手をかけているはずで、余計な機械まで使っています。シュレッダーだったり、手で散らしたりとか。当然そういう作業のアンバランスと補助金のアンバランスとかがかなり発生してくると思います。それが町で最初に集積所を設ける、設けないという部分も絡んでくると思うんです。その辺の公平性はどのように考えていらっしゃるか。

議長（大橋昭太郎君） 産業振興課長。

産業振興課長（小林誠樹君） 稲わら処理については、段階的にちょっと早期対策を実施してございます。集積所を設けないと断言したところではなくて、まずは一旦地域で集積をできることはしていただきたいというお願いをしたのが10月の対策でございます。その状況、なぜ

そういったものをしたかといいますと、まず稲わらの被害が広範囲に及んでいたということと、かなりの量があった。全部町で集積するというふうにはなかなかいかないのかなというのがまず1つ。もう一つは、やはり一方で、畜産農家など、わらの収集を幾らでもしたいという方もいらっしゃいます。そういったことを考えますと、まずできるだけ、集められるだけ、農地に還元できるだけ地域にやっていただきたいということでお話をさせていただいたのが10月での説明となっております。

当然、そういった処理が一定程度、約1カ月たちましたので、地域での作業がほぼほぼ終わってきたという状況になってございましたので、残った部分については町のほうで対策をしたいというのが2次対策でございます。

さらに、議員さんのほうからお話ありました、今、農水省さんのほうですき込みをすると1万円、軽トラ1台運ぶと5,000円というのが農業新聞とか、そういったところのほうで先行して情報が流れておるんですけども、近々対策、詳細な取り扱いを出すというふうに私どもも聞いているんですけども、現時点までにまだ出ておりません。そういったところを考慮しますと、この国、県の追加支援の対策も随時取り込んでいながら対応していく必要があるなというふうに考えてございまして、農水省の今の支援が明確になり次第、3次対策という形で対策をとってまいりたいというふうに考えてございます。

議長（大橋昭太郎君） いいですか。まだありますか。（「はい」の声あり）どうぞ。（「いいですか」の声あり）はい。

10番（柳田政喜君） とにかく、このわらに関しましては、そういう公平性の部分もしっかり持ってもらいたいのと、集積所を設けて、それを後々処理する際、当然クリーンセンターとかに持ち込むと思います。その際、当然お金、焼却代まで出しますと言っていますけれども、いろんな部分で広域のほうにも迷惑かかりますし、広域のほうの処理量というのもかなり少ないと聞いていますので、いろんな面で町に負担がかかると思っています。ですから、できるだけそういう一番農家の方々がやって補償してもらえる部分のほうが町に負担がかかってくるということになりますので、公平性が持てるような形で、ぜひ皆さんが公平なようにやっていただきたい。町の負担にならないように、ぜひお願いします。

産業振興課長（小林誠樹君） そのように取り組んでまいります。

議長（大橋昭太郎君） 佐野議員。

7番（佐野善弘君） A3判の1番の農作物被害とか、農業用施設、その他、そういうのあるんですけども、金額が農作物で1億892万9,000円、こういうふうなやつを助成とかというの

はあるんですね。

議長（大橋昭太郎君） 産業振興課長。

産業振興課長（小林誠樹君） 被害額については、先ほど御説明申し上げましたとおり、県の被害算定の基準に基づいてやっている関係でこの数字にはなっているんですけども、例えば、大豆を見ていただきますと、700万円の被害にしかになっていないというところがあります。現実には、冠水をした時間にもよりますが、ほぼ全滅しているとか、とれても品質がかなり悪いとか、そういった状況が想定されます。大豆全体では715ヘクタールございますので、実際の被害額はもっともっと大きくなる可能性があるのかなというふうに産業振興課としては見ております。

そこで、この減収に対する対応なんでもございますけれども、基本的には農業共済、そういったものの対応になるということで、戸別の所得を保障する制度はまだ国のほうからは出ていないという状況です。

一方で、4番のほうで説明をさせていただきましたが、運転資金も含めた中で無利子の貸し付け制度が出てきているという状況でございます。

議長（大橋昭太郎君） いいですか。ほかにございませんか。（「議長、いいですか」の声あり）吉田議員。

1番（吉田眞悦君） 済みません、先ほどフライングしてしまいまして申しわけありませんでした。

ちょっと稲わら処理の今後の関係で、私も地域の皆さんからいろいろ大変聞かれるものですから確認をさせていただきますが、その一時ストックする場所についてはまだ決まっていない、はっきり言うと決まっていないよと。ただ、1カ所にしたいよということで、相当な量が集まるんじゃないのかなと思っておりますが、どういうふうに、どの程度の面積を予定しているんですか。余り高くも積めないだろうし。

議長（大橋昭太郎君） 産業振興課長。

産業振興課長（小林誠樹君） 現在、その推定処理量を6,000立米という形で見えておまして、それに対して積み上げる高さですとか、あるいは一山の規模を考えますと大体1ヘクタールは必要だなというふうに考えております、最低です。ただ、今の調査の進行状況を見ますと、それを上回る量が想定されますので、1ヘクタールを超える規模での面積を確保しておく必要があるというふうに考えてございます。

1番（吉田眞悦君） 農業者の方から農地をお借りするという事なんだろうと思いますから、なるべく早めに対処したいと思います。それから、農家の皆さん、その地域地域によって温

度差があるんだかもしれませんが、自分たちがやっぱり処理しないとだめだろうという意識を持っている人たちもいっぱいいるんで、その熱が冷めないうちに、やはりきちんとした対応を町としても決めて、なかなか難しいでしょうけれども、農水省の関係もあるべし、町の予算の関係とか、いろいろあるかと思いますが、できるだけ早目にきちんとした方針でまず向かうべきじゃないかなと思いますので、その点をお願いというか、そうすべきであろうということ。

それと、もう一点だけ。持っていく、結局、何ていうかな、今後期間とか、あとは当然きちんとして決まれば、もう一回地域の皆さんにはお知らせする集まりを開くとか何とかというのは当然するわけですね。

議長（大橋昭太郎君） 産業振興課長。

産業振興課長（小林誠樹君） まず、これが決まりましたら、速やかに今私ども1次処理、1次対策の段階から保全組合の皆さんを対象という形で随時情報提供させていただいておりますので、まず2次がしっかりなった段階で保全組合さんのほうにきちんとまずお伝えをしたいというふうに思っております。それプラス個人の農家さんもいらっしゃいますので、広報になるか、チラシになるか、その辺の対応をしてみたいというふうに思っております。

ただ、2次対策については、基本、町が集めにまいます。ですので、今地域の皆さんから上がっている情報、あと戸別の農家さんからも御相談をいただいておりますので、そういったところをまずは回収に入っていきたいというふうに考えております。

その後、恐らく3次対策がはっきりなってきます。3次対策については保全組合さんに限らず、一般の農家の皆さんが対象になってまいりますので、その前においてはまた別の形での周知をさせていただきたいというふうに考えております。

議長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかにございますか。（「最後に」の声あり）山岸議員。

9番（山岸三男君） 推定量が6,000立米で、町としては大体処理を、年度内に処理したいということが、ここまでに最低処理をしようという考えになっているのか、その辺だけお願いします。

議長（大橋昭太郎君） 産業振興課長。

産業振興課長（小林誠樹君） 産業振興課としては、できるだけ年内にというふうな目標を立てておるんですけども、恐らく量がですね、報告来るたびに、実はあれって、ふえている関係がありまして、この一時集積所の管理業務については2カ月分を予算措置をさせていただ

ております。それで12月、1月をもって処理をしたいというふうに考えてございます。

議長（大橋昭太郎君） 山岸議員。

9番（山岸三男君） その処理というのは焼却なのか、すき込みとか、どんな方法考えていますか。

議長（大橋昭太郎君） 産業振興課長。

産業振興課長（小林誠樹君） 今回は、まず地域で処理できる、つまりは地域ですき込みができましたり、あるいは畜産農家の皆さんの御協力で集められるものをもう集めていただいたというふうに考えておりますので、今回町が回収、収集する部分については、基本的には廃棄物として一時保管をするという形になるかと思えます。（「一時保管する」の声あり）はい。

9番（山岸三男君） 今集積されている、私も保全組合に出て作業しました。そのときに、1カ所に物すごい山積みにして今積んであるんですけども、それが一時保管という形でそのまま、とりあえずはそのまま置いておくということによろしいんですか。（「はい」の声あり）ああ、そうなんですか。

議長（大橋昭太郎君） 産業振興課長。

産業振興課長（小林誠樹君） 1次対策で皆さんに御協力いただいて、地域で幾らでも減らしていただいたというのが、結局最終の焼却処分ができない可能性がありますので、幾らでもそこを頑張っていたきたいということで、1次対策の期間を1カ月ぐらい見込んだというところがあります。2次対策については、集めた部分をすぐ焼却する分にできればいいんですけども、なかなかそうはいかないだろうということで、当分は一時保管をするという対応になってまいります。

9番（山岸三男君） ああ、そうですか。いや、私が行ったときに、上のほうは乾いていました。少しちょっとフォークで掘り上げると、下も湿っているところと堆肥化になっている部分で、それを軽トラで運びました。そうすると、これから1月、2月になると風吹いて、そうすると堆肥化になって、熱が発生して自然発火、先ほど平吹議員言いました、可能性あります。燃えます。その対策をしないで、1次対策でそのまま山積みしておいて大丈夫かなって考えさせていただきます。もし、火が上がれば消防活動で対策していると思っても、その辺考慮に入れてほしいと思います。お願いします。以上です。

議長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

続きまして、建設課にかかわる部分について、何かございますか。手島議員。

6番（手島牧世君） 確認です。

以前、15日の報告で2カ所で倒木があったという話があったんですけども、そちらのほうはどういったことになっているか。もしくは違う内容でしたら。

議長（大橋昭太郎君） 建設課長。

建設課長（花山智明君） 倒木に関しましては、民地の倒木ということで、その所有者の方等が撤去して、今は完了しています。

議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

続きまして、下水道課にかかわる部分について、何かございますか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

続きまして、水道事業所にかかわる部分について、何かございますか。（「ありません」「なし」の声あり）

まちづくり。手島議員。

6番（手島牧世君） まちづくり推進課のほうで倒木の撤去作業があったんですが、前回の報告が教育委員会からこちらのほうがありました。教育委員会からのフェンスを壊したというお話があったかと思われまます。そういった意味で、教育委員会ではなくて、今回はまちづくりで、フェンス等々の撤去というのはそちらのほうでの作業という形になるということによろしいのかということをもまず1点目。

議長（大橋昭太郎君） 防災管財課長。

防災管財課長（寒河江克哉君） そのとおりでございます。

6番（手島牧世君） もう一点が、今回、教育委員会なんですけれども、ないということは、前回の報告のとおり、学校教育関係、そういったものに関して何も被害はなかったと捉えてよろしいでしょうか。

議長（大橋昭太郎君） 防災管財課長。

防災管財課長（寒河江克哉君） そのとおりでございます。（「以上です」の声あり）

議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

続きまして、町民生活課にかかわる部分について、何かございますか。柳田議員。

10番（柳田政喜君） 1点だけです。

一番下にあります。先ほど来話あります稲わら等の処理関連業務ということなんですけれども、現在クリーンセンターで処理してもらっているトン数、クリーンセンターで受け入れているトン数はわかりますか。（「わらですか。稲わら」の声あり）1日何トン。最初2トンって話は聞いていましたけれども、それ以上受けられないって聞いたんですけども。

議長（大橋昭太郎君） 町民生活課長。

町民生活課長（佐藤吉則君） 今までは1日2トンということで、美里町が週に1回か2回、涌谷町も週に1回か2回ということだったんですけども、現在広域のほうで一般のごみといいますが、災害の一般ごみのほうの処分も今めど立ってきたということで、今後その量、わらの受ける量をふやせるかどうかということは今協議している内容で、うちのほうとしてもできる限り安定的に搬入できるようにしていただきたいという話はしていますけれども、今協議中ということですので、ちょっとその回答を待っている状態です。（「わかりました」の声あり）

議長（大橋昭太郎君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）よろしいですか。（「はい」の声あり）

続きまして、総務課にかかわる部分について、何かございますか。（「なし」「御苦労さんです」の声あり）よろしいですか。（「はい」の声あり）

今後の対応についてはよろしいですか。柳田議員。

10番（柳田政喜君） 済みません。

今後の対応は、個人的なものはお聞きしました。共同で所有している神社等についてはどのようにしますか。神社等の被害もあったと思いますが。（「神社」「民地だ」「民間だべ」の声あり）神社で共同で持っている、個人じゃなくて。そういうものに対してのそういう手当はあるんですか。

議長（大橋昭太郎君） 防災管財課長。

防災管財課長（寒河江克哉君） 神社などについては、とりあえず公共施設じゃないということで町のほうでも把握はしておりません。

10番（柳田政喜君） 把握はしていない。私は、いいですか。

議長（大橋昭太郎君） はい、どうぞ。

10番（柳田政喜君） 私は防災管財課に報告しましたけれども、報告は聞いていない。

議長（大橋昭太郎君） 防災管財課長。

防災管財課長（寒河江克哉君） 課内でもう一度確認してみます。

10番（柳田政喜君） はい、お願いします。

議長（大橋昭太郎君） 佐野議員。

7番（佐野善弘君） 今後の対応の中で、被災者の再建に向けての支援というふうなことがあるんですけども、これというのは、具体的にはどういうふうなことを指しているのでしょうか。

議長（大橋昭太郎君） 防災管財課長。

防災管財課長（寒河江克哉君） 最初に申し上げました、半壊になった方が1件というような報告させていただきました。その方の家に先日お邪魔させていただきました、私も実際その状況を見てきたところでございます。半壊であった方につきましては、その半壊した建物を解体した上で、新たに家を建て直すというようなことになれば、生活再建支援法に基づく生活再建支援を受けられるといったこととございますので、そういった方に対する相談をこれからもしていきたいという意味での支援でございます。

議長（大橋昭太郎君） 佐野議員。

7番（佐野善弘君） そうすると、今回該当というのは、その半壊の方だけというようなことでよろしいですか。

議長（大橋昭太郎君） 防災管財課長。

防災管財課長（寒河江克哉君） そのとおりでございます。

議長（大橋昭太郎君） 佐野議員。

7番（佐野善弘君） あと次に、補助金等の申請事務ということがありますけれども、これはどのような対応になっていきますか、具体的には。

議長（大橋昭太郎君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野 仁君） お答えいたします。

今回、稲わら等の災害廃棄物処理事業につきましては、国の災害廃棄物処理事業費補助金を活用して実施したいと思っております。補助につきましては2分の1、残りの95%を特別交付税から措置されるということで、国からの財政支援については事業費の97.5%ということになっております。こちらを活用して、災害廃棄物につきましては補助申請を行っていきたく考えております。

あと、このほか御存じのとおり10月12日付で災害救助法が適用となっております。これに伴いまして、応急期における応急救助に対応するもの、具体的には避難所の運営経費等がつきまして、こちらが支援されることになっておりますので、こちらについても申請を行っていきたく考えています。

以上でございます。

議長（大橋昭太郎君） 佐野議員。

7番（佐野善弘君） 最後に、前回の報告で美里町は223ミリの降水量、あとこの間の要望会で大崎市の400ミリ、あと丸森とか500とか600というような雨の量があったんですけども、1日ぐらいい。その中で、やはり中埴地区とか、そのほかの地区でやはり排水が非常に悪いところ

がありますので、その辺の、一応この間の鳴瀬川とか、江合川とか、その辺の非常に災害の大きかったところのほとんどが要望で終わったんですけれども、やはりそういうところも、美里町にも、たまたま今回の19号では雨の量がほかの地域よりも少なく、一応このぐらいの割合で済んだというようなことですが、根本的な排水対策というの、この間ハザードマップは更新できたんですけれども、やはりこれを教訓にその辺やっていただきたいなというようなことなんですけれども。

議長（大橋昭太郎君） 町長。

町長（相澤清一君） この間、国、そして3河川の要望会はしました。当然そういうふうな大きな被害のところ集中的に要望活動をしてまいりました。これから、美里町の国県道の期成同盟会がありますので、今後は基本的に県に対して要望会ですので、県に対して、当然内水の部分ですから、県なり土地改良区関係ですので、そういうところに強く働きかけて、実態をしっかりと見てもらって、そしてわかっていると思いますので、なお皆さんからもぜひ強く要望していただきたいと、このように思っています。（「ちょっと待って、これ国県道でいいのかい」「排水」の声あり）だっちゃん。（「国県道は違うべっちゃん」「期成同盟の協議会で」「道路が完成して通行どめになった箇所もありますんで」の声あり）排水対策はいつも国県道の中で要望して、いつも。

議長（大橋昭太郎君） 全体を通して、よろしいですか。（「はい」の声あり）

大変ご苦労さまでした。（「終わったんでしょう」「終わりだよ」「その他」の声あり）

副議長（我妻 薫君） 大変長時間にわたって協議してきましたけれども、これで災害対策の案件、あとは会計年度の2つの案件について終わりたいと思います。大変御苦労さまでした。

（「御苦労さまでした」の声あり）

事務局長（佐藤俊幸君） 済みません。事務局から。

来週の27日に研修会ございます。桐生先生の関係ですが、その資料を桐生先生があらかじめ皆さんにお渡ししたいということでございますので、文書箱のほうに入れておきます。こちらをお持ちいただきたいと思います。

それから、お話の中に出ていましたけれども、11月29日、11月会議、前日28日9時半から議会運営委員会を開く予定でございます。議案の送付は26日の予定となっております。

以上です。

午後5時22分 閉会